「子どもの声を聴く」ってどういうこと？

～子どもの権利の観点から～

関西大学人権問題研究室 第125回公開講座
2026年10月23日
吉岡洋子（関西大学社会学部）

自己紹介

- 子ども家庭福祉、市民社会論
 …子どもの権利・アドボカシー、予防型の家族支援
- 北欧社会研究（主にスウェーデン）
- 自治体の福祉計画や条例検討に参画
 子ども関連の市民活動現場との関わり
 ゼミ学生による吹田での地域連携プロジェクト

Q. あなた自身が子ども時代、おとなに“声を聴いてもらった／もらえなかった”記憶？





今日の三つの問い

・2023年頃から「子どもの権利」を政府が強調
・社会の反応：大事だという認識と同時に、
モヤモヤや戸惑い・誤解も…



①子どもの声は、なぜ聴かれにくいのか？

**②子どもの声を、なぜ聴くのか？
＊権利との関係は？**

**③誰がどう聴くのか、
＆聴いた後は？**

こどもまんなか こども家庭庁

こども家庭庁は、

こどもがまんなかの社会を実現するために

こどもの視点に立って意見を聴き、

こどもにとっていちばんの利益を考え、

こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、

こどもの権利を守るための

こども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます。

1．子どもの声は、なぜ聴かれにくいのか？

1

例1：塾ばかりの毎日がしんどい

周りの声

- 親：**あなたのため**、将来のため、昔は自分も頑張った
- 先生との面談：親が話してしまう
- 周り：塾に行けて親に感謝すべき／他の家に口出しできない

子どもの心の声

- **言っても変わらない**
- 自分を思ってくれているし…
- 期待に応えられず**自分はダメ**な人間
- 親が疲れているのは**自分のせい**かも
- でもしんどい。遊びたいな…



悪意がなくても、声は埋もれる

例2：学校の校則に納得できない

「理由が分からない、納得できない」

「意見を言ったら内申に響くかも、先生に**嫌な顔をされた**」

「ちょっと話したら、**別の先生に伝わっていた**」

「意見箱に入れたけど、**見送りになった**」

「**言ってもどうせ変わらない**」

「そういうものだと**疑問を持たない**友人や親」



おとなの側は圧倒的に（権）力を有している

(1) 構造としての声の「聴かれにくさ、あげにくさ」

子どもの特性：聴かれにくい、意見を発しにくい

心身の成長・発達途上
経済的に自立していない
自分の権利を知らない
移動できる距離や場所が限られる
目の前の環境しか知らない
契約・裁判・投票で力を発揮できない 等

大人の事情：聴かない、聴けない

子どもを未熟な存在、保護の対象とみる　＊アダルティズム
自分の経験の美化　　権利（人権）についての理解不足
統制できなくなることへの恐れ
聴き方、その後どうするか分からない（自分が聴かれた経験がない）等

(2)「声が聴かれない、届かない」状況とその帰結

1

日常生活	特に声が聴かれにくい状況	生命にも関わる状況
家庭、学校、 地域等での 小さなしんどさ	不登校の状態 ヤングケアラー	ｵｰﾊﾞｰﾄﾞｰｽﾞ 繁華街で… 自殺数の増加 虐待死事件 *

*2018年 目黒区
2019年 野田市

- 様々な形での苦しさの表明、理解や助けを求める心の叫びが埋もれて、様々な課題が未解決・深刻化
- 1990年代頃～ 草の根の市民活動が一部対応をスタート

＜補足＞用語・概念について

子どもアドボカシー

「子どもの声を聴き権利を守る活動」（堀2020:2）
個別アドボカシー / システムアドボカシー
意見表明・意見形成・意見実現の支援

＊ただしこの用語がそのまま世界中で使われているわけではない
　イギリスやカナダの知見をもとに日本で定着しつつある
＊本日の講座は、子どもアドボカシー研究・実践の知見に多く依拠する

参考　アドボカシーの一般的な用法
・権利擁護、代弁（ソーシャルワーク）
・政策提言（市民活動）

2．子どもの声を、なぜ聴くのか？ ～権利との関係は？ 2

(1)制度・仕組みとしての根拠



①国連・子どもの権利条約 (CRC)

世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約
<ひとりの人間として＋子どもならでは の権利>

- 理念　子どもは守られるだけの存在ではなく、権利をもつ一人の人間（権利の主体）である

「受動的権利」特別に保護される　＊保護は“支配・統制”の側面も

「主体的権利」思いや声を表す、参加する　NEW

- 国際社会　196ヵ国が批准、子どもの福祉や支援に関する共通基盤
- 構成　前文と54条

子どもの権利条約 第Ⅰ部 ★四つの原則

2

第Ⅰ部

第1条　子どもの定義
★第2条　差別の禁止
★第3条　子どもの最善の利益
第4条　立法・行政その他の措置
第5条　親その他の者の指導
★第6条　生命への権利
第7条　名前・国籍を得る権利
第8条　身元の保全
第9条　親からの分離禁止
第10条　家族再会
第11条　国外不法移送・不返還の防止
★第12条　意見表明権
第13条　表現・情報の自由
第14条　思想・良心・宗教の自由
第15条　結社・集会の自由
第16条　プライバシー・名誉の保護
第17条　情報へのアクセス
第18条　親の第一次養育責任
第19条　虐待・放任からの保護
第20条　代替的養護
第21条　養子縁組
第22条　難民の子どもの保護・援助
第23条　障害児の権利の国際協力
第24条　健康・医療への権利
第25条　措置された子どもの定期的審査
第26条　社会保障への権利
第27条　生活水準への権利
第28条　教育への権利
第29条　教育の目的
第30条　少数者・先住民の子どもの権利
第31条　休息、余暇、遊び、文化的・芸術的 生活 への参加
第32条　経済的搾取からの保護
第33条　麻薬・向精神薬からの保護
第34条　性的搾取・虐待からの保護
第35条　誘拐・売買・取引の防止
第36条　他のあらゆる形態の搾取からの保護
第37条　自由を奪われた子どもの適正な取扱い
第38条　武力紛争における子どもの保護
第39条　心身の回復と社会復帰
第40条　少年司法
第41条　既存の権利の確保

ユニセフHP　https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_index.html

➢ 背景　子どもの権利条約は大人の反省から誕生
　　― 戦争、虐待…子どもを未熟とみて声を聴いてこなかった
　＊条約の父 ヤヌシュ・コルチャック …条約の基盤となる子ども観

・明日の人ではなく今日の人
・生まれながらにして既に人間
・失敗や秘密も尊重される
＊子どもの力を信じる

➢ 日本において



2023年のこども基本法で、条約の理念が日本のこども政策の基本に

子どもの権利条約12条 子どもの意見表明権 （日本政府公訳）

1　締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の**意見**を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2　このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

※英語原文では 意見 ＝ views

色んな形がありえる
言葉、絵、遊び、身振り etc.

聴取される機会＝opportunity to be heard

②こども基本法：日常と政策、二つのレベル

意見表明、意見の尊重

（第3条）

3号　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること。

4号　全てのこどもについて、**その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重**され、その最善の利益が優先して考慮されること。



政策への意見反映

（第11条）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、**当該こども施策の対象となるこども…の意見を反映させるために必要な措置を講ずる**ものとする。



2

(２)本質的な根拠？

① 正当性	② 合理性	③ 本人にとっての価値
本人に関わることを本人抜きに決めない	大人の「よかれ」は、外れることがある	聴かれること、意見を言う機会自体が、納得と尊厳をもたらす
＊Nothing about us, without us.（障害者運動の標語）	ex)楽しいイベント企画 ⇔のんびり過ごしたかった	＊子どもの参画、アドボカシー研究の蓄積から

→ ただし、「聴いておけば十分」ではない。

「子どものために考える」と「子どもと考える」

子ども**のために**考える

おとな・運営者・専門職が
「この子には何が必要か」を考える



子ども**と**考える

まず、子どもにきいてみる
それをもとに子どもと共に考える

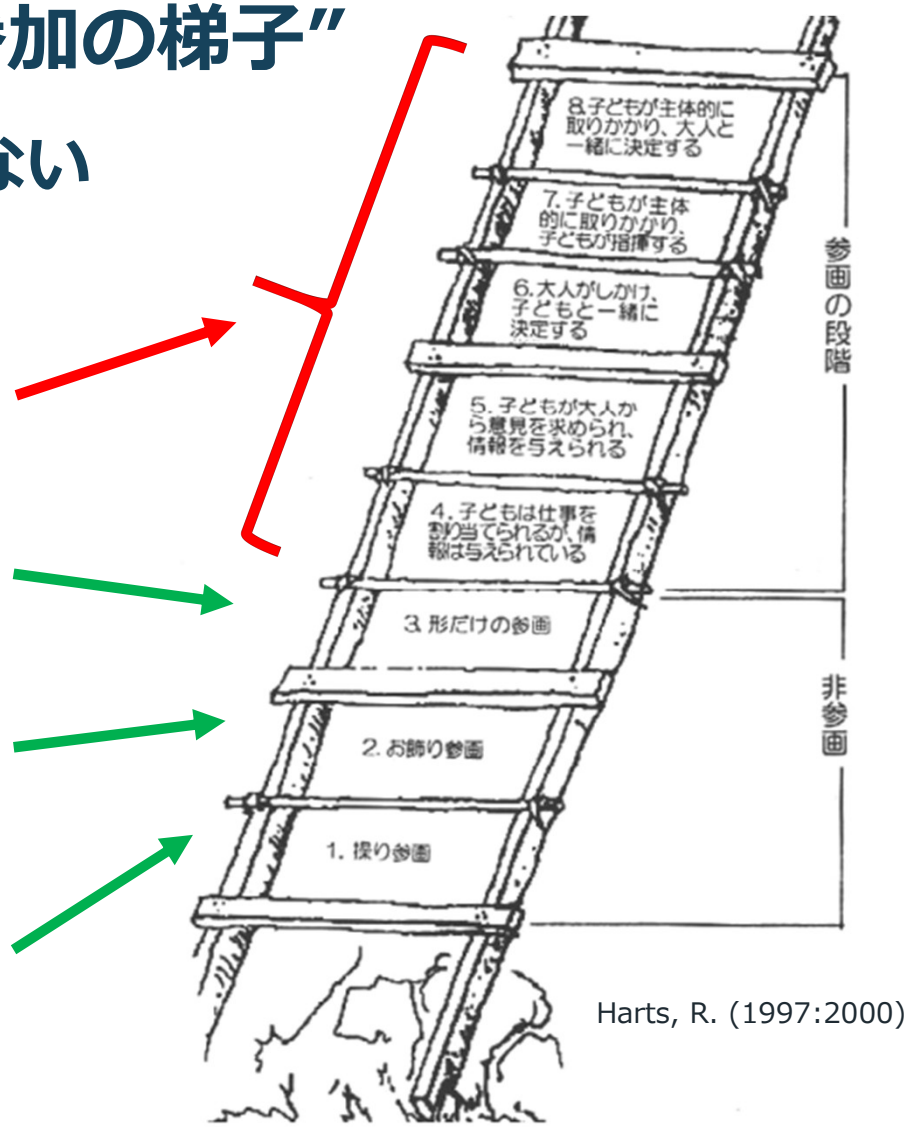


子どもに対しては特に、情報提供、意見形成のための支援も必要
子どもに関わることは、子どもと一緒に決める

（参考）ロジャー・ハート“参加の梯子”

形だけの参加に陥ってはならない

- **（本来の）参加・参画**
- **形だけ（tokenism）**
- **お飾り（decoration）**
- **操り（manipulation）**



Harts, R. (1997:2000)

2

例）中学生たちの駅前でのスケードボード

・危なくて他者の迷惑なので禁止だよ
他人の権利を侵害してはだめだよ

・なぜここでやってるの？と聴く
困りごとや代替案を一緒に考える　…尼崎市



https://www.npoask.com/park

＊よくある誤解

・子どもの権利は、わがままを助長する？
・言うことを全部きくのか？
・義務と権利はセット、他者への迷惑をかけない上での権利
・親や教員の指導はどうなる？
・聴いたとしても、叶えられない場合は却って良くない
・意見を求めても反応がない

3．誰がどう聴くのか？& 聴いた後は？

＊従来の制度や相談窓口における限界…

3-1.（誰が？）様々な立場から

まずは子ども本人
（が声をあげる）
＋
ピア・市民・専門職
第三者



WAG(2009) *A Guide to the Model for Delivering Advocacy Services for Children and Young People*, WAG.を改変

堀正嗣（2020）『子どもの心の声を聴く』p.18

3

子ども本人が思い・声を表すためには？



・気持ちの絵本やカード
・同じ状況の子どもの話

- **子どもが、思いや意見を表してよいと知る**
 - ・自分の思いや状況にきづく
 - ・権利を知る

- **聴く側のおとな**
 - ・どんな人：楽しい、面白い、話しやすい、若い、似た経験をもつ
 姿勢：秘密を守る、否定せず聴いてくれる、対等に関わってくれる
 急いでいない、解決を焦らない、代弁者としてはたらく etc.

＊逆に話しにくいおとなや環境は？

3-2.（どのように？） 聴くための姿勢・工夫、アプローチ

①日常的な安心できる関係性のなかで

- **何気ない言葉から、思いや状況が見えてくる**

地域での活動や居場所



https://wacca.wn-kobe.or.jp/single_mothers_and_kids/#kids_study

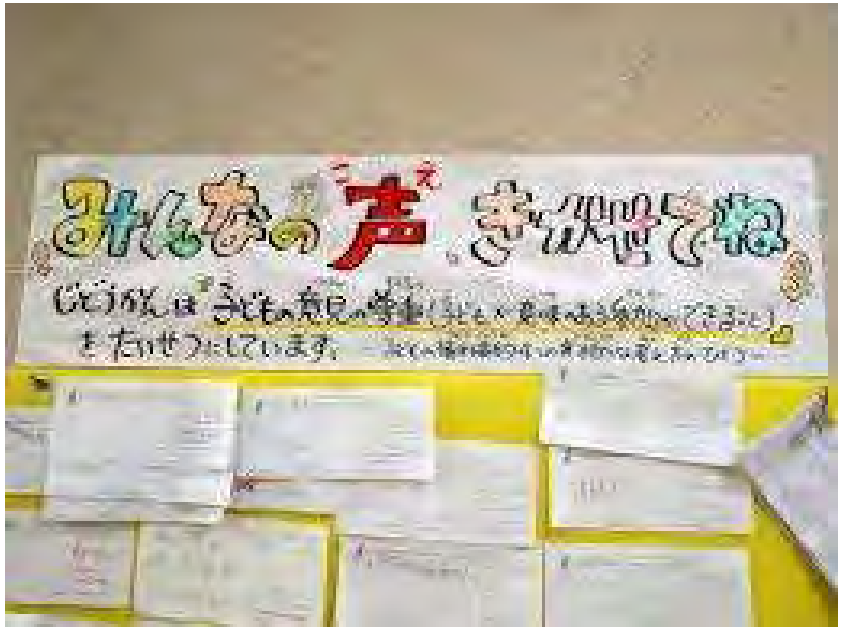
精神疾患の親をもつ子ども若者のNPO



https://www.kansai-u.ac.jp/headlines/entry/post_77777.php

➢ 敢えて、素朴な思いや「おかしい」と思うことをきいてみる

自由に思いをあげる



東京都世田谷区立児童館

なんでやねん！スゴロク



子どもの権利条約
関西ネットワーク

②専門職が聴く

- **専門的知識・技能 ＋「専門職の帽子を脱ぐ」**



学校

・教員
・心理カウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・養護教諭

児童相談所

2022年-「意見聴取等措置」
：措置決定等の際、丁寧に説明して子どもの意見を聴くことを義務化

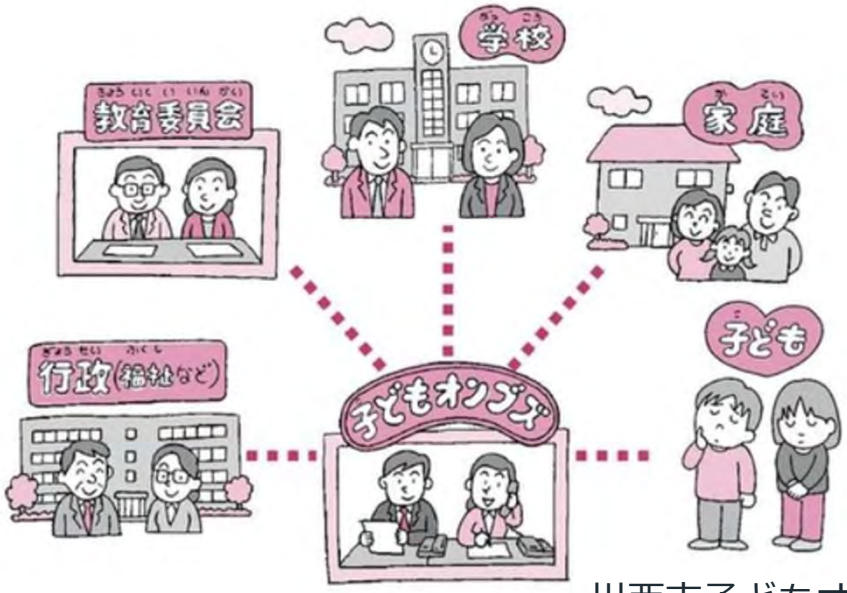


③第三者が聴く

- **利害関係のない立場で「聴く」の専門性をもって（特に権利擁護を要する場合）**

“子どものマイクになる”

子どもの権利擁護機関



川西市子どもオンブズパーソン

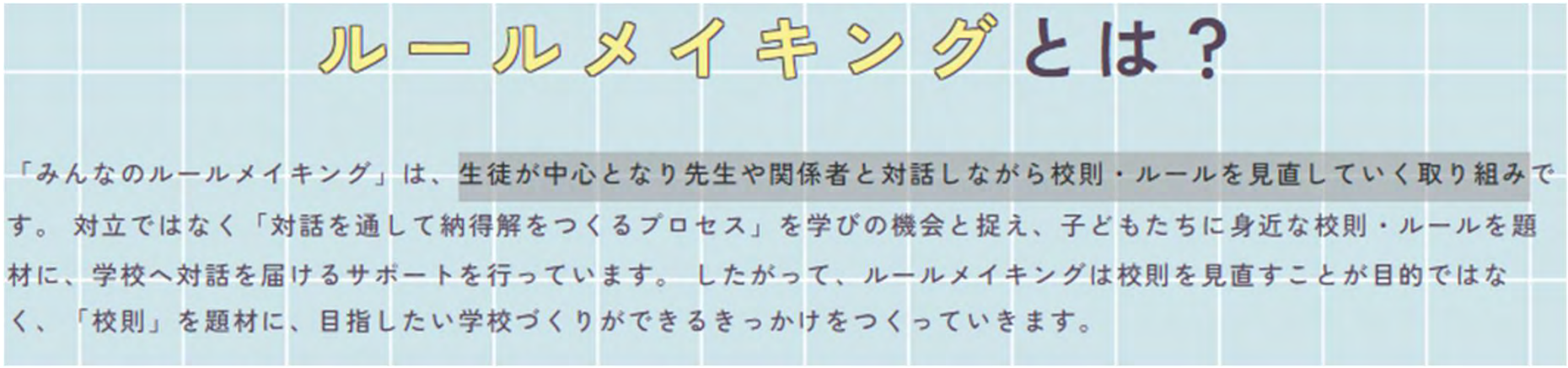
アドボケイト

- 研修を受けたアドボケイトが児童養護施設入所児童等を訪問
- 2024年度-意見表明等支援事業



④集合的な声　～学校での意見表明、意思決定～

生徒参加・学校民主主義の実践のひとつ
「ルールメイキング」
　生徒が中心となり先生や関係者と対話しながら校則・ルールを
　見直していく取り組み



認定NPO法人カタリバ2019年-「みんなのルールメイキング」
https://rulemaking.jp/about/

④集合的な声～政策策定への参加・参画～

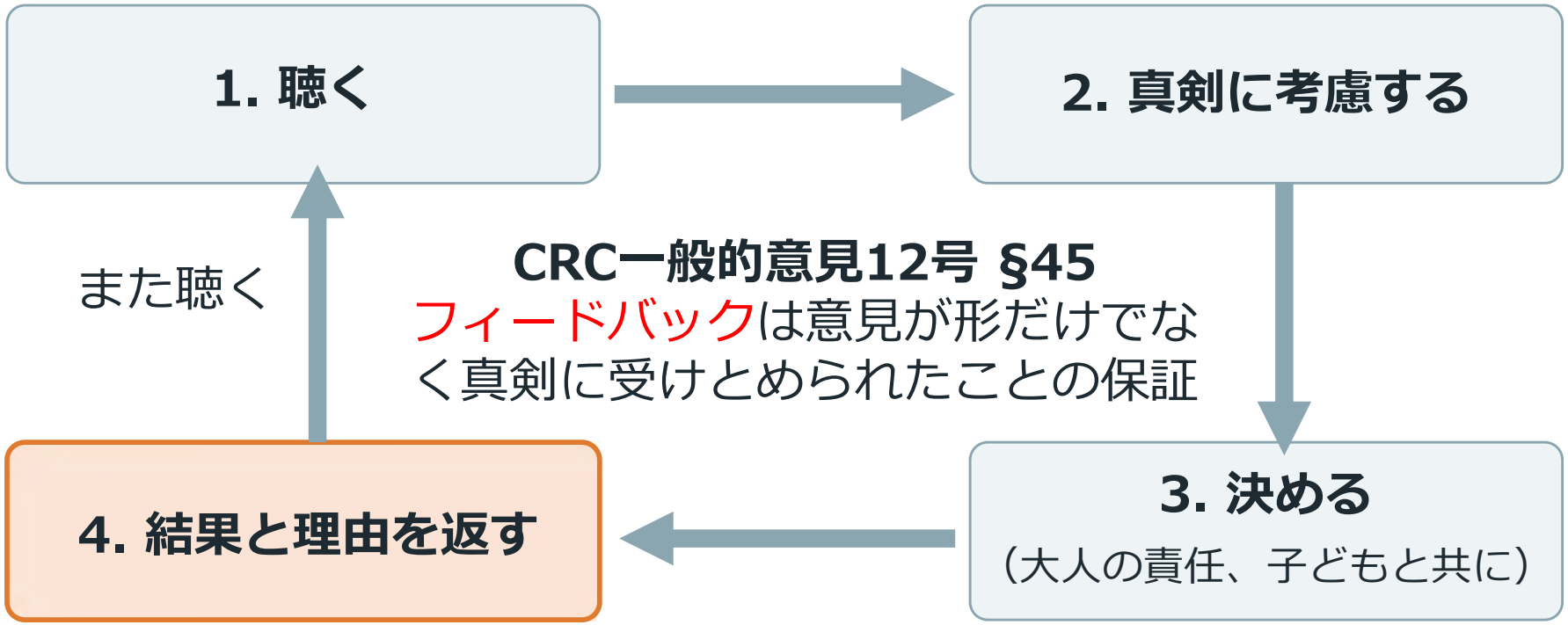
こどもの権利条例



大阪府富田林市

3-3. 聴いた後、どうするか？

- **聴いた後は「結果と理由を返す」までが一続き**



（参考）Landyモデル

子どもの意見表明・参加の権利を実質的に保障するために必要な4つの要素

場・機会
子どもが安心して意見を表明できる場や機会

声
子どもが意見を表現できるよう支援すること



影響力
子どもの意見が適切に考慮され、意思決定に反映されること

聴き手
子どもの意見を聴く人がいること

出典：Lundy (2007)

海外事情 スウェーデン

～理念・制度はOKでも、権利が守られていない現実は多々ある！～

世界初の体罰禁止法 1979年
アストリッド・リンドグレンも貢献
子どもオンブズマン 1993年
子どもの権利条約を国内法化 2000年

学校で：影響力をもつ、民主主義

例）活発な生徒会活動。遊具予算を示されて、子どもたちが選び決定.

【NEW】子どもの声・参加を組み込む

- 法案構想、公民のプロジェクト
- さまざまな専門職の研修、ツール
- 聴かれにくい声への注目
 例）障害児
 例）子どもの性暴力被害への対応
 Barnahusモデル（多機関連携）

若者の活動、市民社会での活動

例）ユースセンターでの若者余暇活動
例）メーデーのデモに参加



海外事情 イギリス(イングランド)

～子どもの“声”を膨大に集めて、分析、政策提言へ～

子どもアドボカシーサービス法定化
2002年
子どもコミッショナー 2004年

子どもの権利団体（NPO)が活発
例）電話相談、全国アンケート・ヒアリング
例）個別の子どものケースを対応

【NEW】国レベルで子どもの声を集める
- 全国の子どもの声を集める
- 社会的養護に注力
- 分析、政策提言へ

The Big Ask
55万人（2021年）



The Big Ambition
23万人（2023年）



The Big Future
100万人目標（2026年）



https://www.childrenscommissioner.gov.uk/our-priorities/better-world/

まとめ：三つの問いへの回答

①子どもの声は、なぜ聴かれにくいのか？

②子どもの声を、なぜ聴くのか？＊権利との関係は？

③誰がどう聴くのか、＆聴いた後は？



子どもの権利にもとづく

子どもの権利条約の観点でみる

いかに子どもを主語にするか (意見表明、参加 ← おとなが聴く)
大人の考え方、アプローチを変える。大人の役割・責任は消失しない。

子どもに経験して欲しいこと

各々の立場で、明日から（子どもの権利にもとづいた）
“子どもの声を聴く”をやってみる。

本日の引用＊・参考文献、おすすめの本など

◆はじめに

子どもアドボカシー学会（編）（2022）「イギリス・スウェーデンの子どもアドボカシー視察報告書」
（子どもアドボカシー学会ウェブサイトからDL可能） https://jascas.net/category/publication/ ＊

ユニセフ・こども家庭庁共催キャンペーン「こどもの権利プロジェクト」https://www.unicef.or.jp/kodoken/

◆１章

堀正嗣（2020）『子どもの心の声を聴く』岩波書店（岩波ブックレット）

西野博之（2006）『居場所のちから―生きてるだけですごいんだ―』教育史料出版会

桜井智恵子（2012)『子どもの声を社会へ―子どもオンブズの挑戦』岩波書店

勅使川原真衣編著（2024）『「これくらいできないと困るのはきみだよ」？』東洋館出版社

山口祐二（2014）『チャイルドラインで学んだ子どもの気持ちを聴くスキル』ミネルヴァ書房

◆２章

ボガツキ，トメク（2011）『コルチャック先生―子どもの権利条約の父』柳田邦男訳、講談社

FTCJ編（2024）『こども基本法 こどもガイドブック』子どもの未来社

「子どもの権利条約」ユニセフHP https://www.unicef.or.jp/crc/ ＊

ロジャー・ハート（2000）『子どもの参画―コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』IPA日本支部訳、木下勇・田中治彦・南博文監修、萌文社。（原著：Hart, R. A. (1997). Children's Participation: The Theory and Practice of Involving Young Citizens in Community Development and Environmental Care. Earthscan.）＊

甲斐田万智子（2024）『毎日つかえる子どもの権利』アルパカ
末冨芳編著（2023）『子ども若者の権利とこども基本法』（子ども若者の権利と政策 第1巻）明石書店

◆３章
＜子どもアドボカシー＞
栄留里美編著（2024）『子どもアドボカシーQ&A―30の問いからわかる実践ガイド』明石書店
栄留里美・長瀬正子・永野咲（2021）『子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから―子どもの「声」を大切にする社会ってどんなこと？』明石書店
堀正嗣（2020）『子どもの心の声を聴く』岩波書店（岩波ブックレット）＊
堀正嗣編著（2024）『子どもアドボカシーの基本原理―子ども主導の意見形成・表明・実現のために』明石書店＊
＜子どもの気持ち、権利＞
子どもの権利・きもちプロジェクト（2023）『ようこそ こどものけんりのほん』えがしらみちこ絵、白泉社
Lundy, L. (2007) 'Voice' is not enough. British Educational Research Journal 33(6)
森田ゆり（2003）『気持ちの本』童話館出版
プルスアルハ（2013）『お母さんどうしちゃったの…―統合失調症になったの 前編』（家族のこころの病気を子どもに伝える絵本 2）ゆまに書房

◆海外
エリサベス・アルネール、ソルヴェイ・ソーレマン (著), 伊集守直、光橋 翠 (翻訳)(2021)『幼児から民主主義: スウェーデンの保育実践に学ぶ』新評論
堀正嗣編著（2011）『イギリスの子どもアドボカシー―その政策と実践』明石書店
子どもアドボカシー学会（編）（2022）「イギリス・スウェーデンの子どもアドボカシー視察報告書」（子どもアドボカシー学会ウェブサイトからDL可能） https://jascas.net/category/publication/
子ども＆まちネット企画編集、奥田陸子編著・監修、吉岡美夏・小島紫訳（2009）『ヒア・バイ・ライト（子どもの意見を聴く）の理念と手法―若者の自立支援と社会参画を進めるイギリスの取り組み』萌文社
アストリッド・リンドグレーン、石井登志子訳（2015）『暴力は絶対だめ！』岩波書店
両角達平 (2021)『若者からはじまる民主主義』萌文社
Nord-Labo 北欧研究室（2022)「スウェーデンで子どもの権利を考える」（Youtube. https://www.youtube.com/watch?v=cuZ0c943xHQ&t=263s）
吉岡洋子（2026）「2020年代スウェーデンにおける子どもの権利の理解促進のための諸方策とその動向―「子どもと関わる大人」向けのアプローチに焦点をあてて―」『関西大学人権問題研究室紀要』91,81–104

＊URLはすべて2026/10/16最終閲覧